

義務化

テールゲートリフター の操作の業務に係る特別教育

テールゲートリフターを使用した荷役作業は
特別教育の対象です (令和6年2月1日より)



トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます

出典 厚生労働省

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育

学科4時間 + 実技2時間 = 6時間講習(1日で修了)



床下格納式



後部格納式



垂直昇降式



アーム式

※貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。

※荷を積み下ろす作業を伴わない定期点検等の業務や、介護車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。

※令和6年1月31日以前に荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作業務に6カ月以上の実務経験を有する方は教育の一部が免除されます。(学科3時間30分・実技1時間 実務経験の証明が必要。)

開催スケジュール等、まずはお気軽にお問合せ下さい! Tel.072-465-1212

フォークリフト、玉掛け、小型移動式クレーン、高所作業車、ガス溶接技能講習 / 各種特別教育

大阪労働局長登録第149号 運営 株式会社いずみさの自動車教習所

いずみさのワークライセンスセンター

〒598-0032大阪府泉佐野市新安松2丁目6番22号 <http://sanodora.works/>



いずみさのワーク 

sanodora.works